

契約書（案）

1. 件 名 外国雑誌の購入
2. 納入場所 三重県立看護大学附属図書館
三重県津市夢が丘1丁目1番地1
3. 納入期限 令和9年3月31日12時まで
4. 契約金額 金 円也（消費税及び地方消費税の額を含む）
5. 契約保証金
6. 契約期間 契約日から令和9年3月31日まで

上記、公立大学法人三重県立看護大学（以下「甲」という。）及び受注者「〇〇〇〇」（以下「乙」という。）は、この契約について、公立大学法人三重県立看護大学財務会計規則（平成21年規程第41号。以下「規則」という。）及び次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年 月 日

（甲） 三重県津市夢が丘1丁目1番地1

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 片田 範子 印

（乙） （所在地）

（名称及び代表者名） 印

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書（その他付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は規則第27条に基づき、経理責任者が出納責任者に対して支払いを命じた時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

(契約内容の変更等)

第4条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(納入の通知等)

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 乙は、物品を納入するときは、当該物品に納品書を添えなければならない。

(検査及び引渡し)

第6条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、乙は、速やかに甲にその物品を引渡さなければならない。

2 乙が前項の検査に立会わないときは、甲は検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。このとき、乙は、甲の検査の結果について異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示により代品と引換え、又は補修のうえ納入し、再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

- 4 物品の納入及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第7条 乙は、契約代金の支払の請求にあたっては、令和8年1月から同年3月までの納品分と令和8年4月以降納品分に分けて、次の請求金額により書面で請求しなければならない。

令和8年1月から同年3月までの納品分	請求金額	円
令和8年4月以降の納品分	請求金額	円

- 2 乙は、前項の契約代金の支払いを前金払で請求することができる。この場合にあっては、令和8年1月から同年3月納品分は令和8年1月末日までに、令和8年4月以降納品分は令和8年4月末日までに請求するものとする。
- 3 甲は、前二項の規定による請求を受けたときは、公立大学法人三重県立看護大学財務会計事務規程（平成21年規程第42号）第28条に基づき契約代金を支払わなければならない。
- 4 甲がその責に帰すべき理由により前項の支払期限までに契約代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率と同率を乗じた額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第8条 乙は、その責に帰すべき理由により納入期限を経過して物品を納入したときは、公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程（平成21年規程第43号）第35条第1項の定めるところにより、甲に違約金を支払うものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
- (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

（乙の解除権）

第 10 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）天災その他の不可抗力により物品を納入することが不可能となったとき。

（２）甲の責に帰すべき理由により、物品を納入することが不可能となったとき。

2 前項第 2 号の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

（損害賠償）

第 11 条 第 9 条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対して契約保証金又は同条第 3 項の違約金を超える部分については、その賠償を求めることができる。

（債権債務の相殺）

第 12 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、契約代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

（不当介入に対する措置）

第 13 条 乙は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（１）断固として不当介入を拒否すること。

（２）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（３）甲に報告すること。

（４）契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納入工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。

（消費税率の変動等）

第 14 条 甲及び乙は、本契約の有効期間中に、ライセンス料又は委託手数料に関し、消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合、又は新たに消費税及び地方消費税その他名目の如何を問わず新課税が課されるに至った場合は、以後、当然に新税率及び新課税（以下「新税率等」という。）が適用されることを確認する。

2 前項の場合、甲は、免税事業者である場合や経過措置の適用対象となる等の例外的な場合を除き、法令の規定に従って新税率等に係る金額を前二条に準じて別途乙に支払うか又は自ら申告・納付するものとし、名目の如何を問わず、ライセンス料の金額や委託手数料の税別金額から新税率等に係る金額が控除・減額等されてはならないものとする。

（責任）

第 15 条 本件デジタルコンテンツ及びその利用に対する保証及び責任は、すべて各ラ

イセンス契約に定められるものとする。

- 2 乙は、乙の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、本件デジタルコンテンツの利用又は利用不能から生ずる損害（逸失利益、事業の中断、及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害を含むが、これらに限定されない。）に関し、一切責任を負わないものとする。

（紛争の解決）

第 16 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（管轄裁判所）

第 17 条 この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第 18 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。